

武蔵村山病院における新型コロナウイルス感染者の死亡事案に係る
報告について

このことについて、令和3年12月20日付で社会医療法人財団大和会武蔵村山病院院長から、別紙のとおり報告がありましたのでお知らせいたします。



令和3年12月20日

武蔵村山市
市長 山崎 泰大 様

社会医療法人財団大和会
武蔵村山病院
院長 鹿取 正道

新型コロナウイルス感染者の死亡について（ご報告）

2021年8月6日（金曜日）に、社会医療法人財団大和会 武蔵村山病院（以下、当院といいます）において、新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した患者さま（以下、当該患者さま）について、当院から保健所への届出が適時になされず、保健所からのフォローアップが行われていない状況で、当該患者さまがご自宅でお亡くなりになる事例が発生しましたのでご報告いたします。

発生届は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第12条で定められている届出事項であり、新型コロナウイルス感染症の患者が急増した第5波の渦中であつたとはいえ、保健所の健康観察を受けれず亡くなられ、尊い命を救えなかったこと、また、行政の皆様をはじめ、市民の皆様の信頼を著しく損なつたことについて、深くお詫びを申し上げます。今回の件を機に、情報伝達の仕組みを見直すなど再発防止に努めてまいり所存です。当院では新型コロナウイルス感染症の重点医療機関として引き続き診療業務にあたるほか、通常診療においてもこれまで以上に注力してまいりますので今後ともご指導の程、お願い申し上げます。

なお、本件は東京都並びに保健所と十分協議の上、発生届遅延理由書、再発防止策等を提出済みであること、患者ご遺族様には面談を行い、誠実に対応していることを申し添えます。

以上



再発防止策

1 事案発生の原因

新型コロナウイルス陽性者が判明した場合、所管の保健所に発生届を提出することが義務付けられている。

- 通常、発生届は電子カルテから出力した後、FAX で保健所に提出している。しかし、外来看護師と FAX 送信を担当する感染管理担当看護師との間で十分な情報共有が行われず、保健所に発生届が提出されなかった。
- 医師、看護師、検査等の病院スタッフの「発生届提出の手続き」に対する共通認識が不足していたため、検査結果の陽性者数と発生届の数を照合するダブルチェック体制も十分に機能しなかった。

2 再発防止策

(1) 発生届提出方法の一新

- ・ 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS) を利用し、保健所へ発生届を提出する方法に改めた。

(2) 検査情報と発生届情報の一元管理 (電子カルテシステムの追加)

- ・ 新型コロナウイルス関連検査の実施とその結果、発生届提出の有無について、「電子カルテ上から自動的に抽出された一覧表」にて随時確認できるよう、システム追加を行った。

(3) 多職種が連携したチェック体制の強化

- ・ 救急外来にて発生届 (院内確認用) を電子カルテ上で記載した全ての医師は、全例印刷し所定の位置に保管するとともに、HER-SYS 入力を行う。
- ・ 感染管理担当看護師は、当該保管場所から発生届 (院内確認用) を確実に回収 HER-SYS 入力されたか確認する。
- ・ 救急外来看護師と感染管理担当看護師の情報共有を強化し、12 時と 16 時に陽性患者の情報を出力した発生届 (院内確認用) で共有する。
- ・ 医師事務作業補助者が、発熱外来受診者のカルテ記録で、新型コロナウイルス関連の検査結果並びに医師記録を確認し、12 時と 16 時に感染管理担当看護師と共有するなど、担当看護師以外にもチェックを行う体制にする。
- ・ 医師、看護師、検査等の職員に、チェック体制の強化を周知徹底した。

(4) 発生届提出の最終確認 (HER-SYS 入力等の突合)

- ・ 感染管理担当看護師は、印刷された発生届 (院内確認用)、医師事務作業補助者からの情報、及び電子カルテ上から自動的に抽出された一覧表、HER-SYS 入力画面を用いながら、個別の患者情報確認を行う。